

令和元年第2回 国東市議会臨時会 提出議案

議案 第 63 号	工事請負契約の締結について	P 1
議案 第 64 号	工事請負契約の締結について	P 2
議案 第 65 号	工事請負契約の締結について	P 3
議案 第 66 号	工事請負契約の締結について	P 4
議案 第 67 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	P 5

議案 5 件

計 5 件

議案第 63 号

工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、国東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年国東市条例第 63 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 7 月 23 日提出

国東市長 三 河 明 史

- 1 契約の目的 平成 31 年度（債務）国東市義務教育学校新設校舎等建設工事
（建築主体工事）
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 979,390,500 円
- 4 契約の相手方 菅・木戸特定建設工事共同企業体
代表構成員
住 所 豊後高田市香々地 4089 番地
企 業 名 株式会社 菅組
代表者氏名 堤 俊 之
構 成 員
住 所 国東市国東町富来浦 1560 番地
企 業 名 木戸産業 株式会社
代表者氏名 山 田 耕 司

提案理由 義務教育学校創設事業において、令和 2 年 7 月末完成を予定して新設校舎等建設工事の建築主体工事を施工するもの。

議案第 64 号

工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、国東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年国東市条例第 63 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 7 月 23 日提出

国東市長 三 河 明 史

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 平成 31 年度（債務）国東市義務教育学校新設校舎等建設工事
（電気設備工事） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約の金額 | 170,749,700 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 住 所 大分市牧 1 丁目 4 番 13 号
企 業 名 大徳電業 株式会社
代表者氏名 秋 吉 素 史 |

提案理由 義務教育学校創設事業において、令和 2 年 7 月末完成を予定して新設校舎等建設工事の電気設備工事を施工するもの。

議案第 65 号

工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、国東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年国東市条例第 63 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 7 月 23 日提出

国東市長 三 河 明 史

- 1 契約の目的 平成 31 年度（債務）国東市義務教育学校新設校舎等建設工事
（機械設備工事）
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 154,627,000 円
- 4 契約の相手方 協栄・山口建設工事共同企業体
代表構成員
住 所 大分市大字下郡字千鳥 3225 番地の 23
企 業 名 協栄工業 株式会社
代表者氏名 佐 藤 総 一
構 成 員
住 所 国東市国東町田深 666 番地 1
企 業 名 山口水道工業 株式会社
代表者氏名 中 園 清

提案理由 義務教育学校創設事業において、令和 2 年 7 月末完成を予定して新設校舎等建設工事の機械設備工事を施工するもの。

議案第 66 号

工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、国東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年国東市条例第 63 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 7 月 23 日提出

国東市長 三 河 明 史

- | | | | |
|---|--------|-----------------|----------------------|
| 1 | 契約の目的 | 平成 31 年度 | 国東市義務教育学校屋外水泳プール改築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 | |
| 3 | 契約の金額 | 157, 300, 000 円 | |
| 4 | 契約の相手方 | 住 所 | 豊後高田市香々地 4089 番地 |
| | | 企 業 名 | 株式会社 菅組 |
| | | 代表者氏名 | 堤 俊 之 |

提案理由 義務教育学校創設事業において、令和 2 年 3 月完成を予定して屋外水泳プール改築工事を施工するもの。

議案第 67 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 7 月 23 日提出

国東市長 三 河 明 史

1 事故の内容

令和元年 5 月 21 日午前 6 時 55 分頃、公用車(スクールバス)が送迎のため県道 34 号線を豊後高田市方面に走行中、自転車に気を取られ運転操作を誤り、大型道路標識に衝突して破損させたものである。

2 損害賠償額 1,560,000 円

3 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、過失割合 10 割の金 1,560,000 円を支払う。
- (2) 相手方は国東市に対して本件に関し、今後異議の申立をしない。

4 和解の相手方 大分県国東市国東町鶴川 48 番地 1 大分県公安委員会